

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成30年度高松市人権施策推進懇談会（第2回）
開催日時	平成30年11月30日（金） 午後1時30分～午後3時10分
開催場所	高松市役所防災合同庁舎3階 302会議室
議 題	(1) 同和問題の取組に関するアンケートの依頼について (2) 部落差別解消推進法に係る実態調査の実施について (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	喜岡会長、松本副会長、石川委員、石田委員、石原(隆)委員、石原(博)委員、葛西委員、齋藤委員、田上委員、萩池委員、福井委員、PAGE T. 委員、山下委員、山本委員（欠席4名）
傍 聴 者	0人（定員5人）
担当課及び連絡先	市民政策局 人権啓発課（Tel839-2292）

会議経過及び会議結果

【会議の経過】

議題（1）同和問題の取組に関するアンケートの依頼について
事務局より趣旨及び内容説明
委員からの質問・意見

【委 員】

インターネット上での差別事象が後を絶たない状況ということだが、そういうことがあった時に、サイトの管理人に閉じさせている訳ではないのか。

【事務局】

外国経由のサイトなど、全てにおいて対処できていないこと。また、国内であっても、差別かどうかの判断が難しく削除できないということがある。

【委 員】

こういうインターネット上の話ということになると、世界中を相手に何かを考えなければいけないのだが、私たちはどのレベルのことをどういう風にしていくのかということを考えないといけない。

それは、例えばインターネットについての正しい知識を身につけさせて、他人に迷惑を掛けないような教育をきちんとすることだとか、見つけた時にはどこかに通報するとか、市民レベルですることに関して、思うことを提案すればよいか。

【事務局】

子どもたちだけではなく大人であっても、こういう場面に遭遇

会議経過及び会議結果

した場合はどのように対処すればよいかという視点で御意見をいただきたい。

【委員】

サイト等を開くのかどうか、必ず見なければならないのか。掲示板がそういう状況であるということ認識していれば、見るか見ないかは構わないのではないか。

【委員】

差別の実態を知るために、ネットを開くのはよいが、ネット上にある全てのことが本当ではない。見るのはよいが、それを信じてしまえば差別の再生産になり、差別する人が増えていくことになる。

インターネットの問題はすごく大きな問題で、これは、何か起こったからやめていこうという消極的なものであり、学校ではプラスの出会いや、みんながきちんと勉強をしたら差別はなくなるんだ、という明るい展望を持った教育を進めている。

学校によって温度差はあるが、いろんな学校で教育していくことが大事であり、差別を見たときに、注意できる子ども、実際に行動できる子どもを育てることが大事だと思う。

誰かが差別をしているときに、黙っていれば差別をしている人と同じなので、そこでちゃんと注意できる子どもを育てていきたいと思い、取り組んでいる。ネットを見た時に、その情報を鵜呑みにしないようにする子どもを育てるのも大事だと思っている。

【会長】

アンケートの2項目の、部落問題の教育・啓発について、これまでの皆さんの経験を元に、多くの人に効果的な啓発ができる方法があればということで何か意見はあるか。

【委員】

同和問題は日本特有の差別問題であり、難しい問題はあるが、子どもの時から「一緒である」という意識を持たせ、しっかり教育していくことが大切であると思う。

【事務局】

各種推進事業での研修、講習会など、委員の皆様が取り組んでいる中で、効果的にできるのではないかと、同和問題もひっくるめて一緒にタイアップしてやったらいいのではというものがあればと思っている。完成した事業でなくても構わないので、こういったことを入れていったらいいのではというようなものを提案いただきたい。

【委員】

手法とか施策とかそういうのではなくて事業を提案するのか。膨らませるのは市の方でということ。

【事務局】

はい。

会議経過及び会議結果

議題（２）部落差別解消推進法を受けた部落差別の実態調査について

事務局より趣旨及び内容説明

委員からの質問・意見

【委員】

「今までに人権を侵害されたことがありますか」という設問は、部落差別に限ってのことか。同和地区に住んでいる部落の人に対して、このアンケートを行うということによいか。

【事務局】

はい。各文化センターの職員が、県の隣保館利用状況調査と同じ時期にお伺いし、調査をさせていただきたいと考えている。

【委員】

高松市の状況はこれでわかるかもしれないが、香川県でも別の利用状況調査をやるし、他の市町もやるのであれば、足並みを揃えて比較ができるようにしていれば、いろんな問題の解決に向けて協力し合うことができると思う。できれば連携してほしい。その方が、後々プラスになるのではないか。

【事務局】

内部で検討する。

【会長】

調査用紙をどのように渡すのか。

【事務局】

家庭へ訪問するようになる。

【委員】

家で一つということであれば、ちゃんとした実態はわからないのではないか。5人家族だと5枚必要ということではないのか。

また、地区の人が差別を受けた実態はあるのだろうが、地区外の人が、部落差別を見たとか、自分がした経験があるとか、この部落差別解消推進法の6条の実態把握というのは、地区の人が差別をされたということだけの調査ではなく、部落の人だけを対象にしているのではないと思う。部落外の人が見聞きしたというような実態も含まれているのではないか。

それをもっと詳しく知るために調査をすると思うが、そういうことが、地区の人の人権というか、こういうことをしたくないという人もいて、家にまで来られることが、地区の人への人権侵害に当たるということもひょっとしたらあるのではないかと。

そういうことも考えておかないと、せっかく実態調査をしても、それが逆に何か人権侵害に当たってしまったら困るのではないか。

【委員】

調査に行ったときに、何で私のところに調査に来るのだと、まず、それを一番疑問に感じると思う。調べに来た根拠は何だと。聞かれた時に返事ができないと思う。

会議経過及び会議結果

【委員】

各市町で、事前に調査に当たる人というのは事前に教育を受けるのではないか。いろんな注意すべきことを受けて、調査に当たる仕組みが取られるのかどうか、そうしないと問題も起こり大変だと思う。

【委員】

家庭に訪問する人は、その家庭との人間関係も築けてないと、なかなか本当のことを答えてもらえないのではないか。そうになると、本当の実態というのはわからないと思う。

【事務局】

各文化センターの職員が訪問するが、まず、法ができ、実態調査を実施するので、地区の方々にも御説明を申しあげて、この調査を元に差別解消に向けた施策を考えていく上の、大事な資料となるので御協力をお願いしますというような事前の案内文をお配りし、文化センターの職員が調査に行くことになる。

文化センターの職員が訪問したからといって、全員の人が交流できて、当然何でも解決できるということではないと思っているので、日頃から人間関係を作っていけるよう指導している。

以前から県内でも調査しているところはあったが、高松市はこれまでできておらず、前は、十数年も前である。今とは状況がまったく違うと思われる。

ただ、平成28年にこの法ができ、第6条に「国は…」と書かれているが、高松市においても差別の実態を知らないことには、有効な施策を講じることができないので、今回の実施を考えている。

【委員】

同じようなことになるかもしれないが、被害を受けた人たちより、被害を与えた人の方の意識調査をすることが重要だと思う。

難しいとは思いますが、どういう意識でそういうことをしたのかということを調べて、止めないといけないのではないか。

【委員】

調査項目に「どのような差別を受けましたか」とあるが、部落差別に関するもの以外も含まれている。児童虐待とか、この意図はどういうことか。

【事務局】

ここの設問については、大きな「人権」ということではなくて、部落差別のことを聞くので、「部落差別をされたことがありますか」という内容に変更し、それに合わせてその後の設問も変えるようにしたい。

【会長】

設問に「それはいつ頃のことですか。」とあるのは、人によって、30年前が小学生だった人、5年前が小学生だった人などがあるが、部落差別が経年的に増えてきているのか、減ってきているのかの傾向を把握しようとするのであれば、何年頃ですか、今から30年前か、20、10、5年前か、そういう風にして聞い

会議経過及び会議結果

た方が、みんなの取組の効果が上がっているのか、取組があまり進んでいないのかとか、そういう傾向が把握できると思う。

それからもう一つ、「何もせずに我慢した」という回答があるが、これについては、なぜ我慢したのかということを知りたい。

部落差別被害者に限らないが、人権侵害された人の多くが、泣き寝入りしている。圧倒的に泣き寝入りが多い。ここが解決しないと被害者は救われない。ぜひ「なぜ泣き寝入りしたのか」という調べがほしい。

それから、「どこに相談しましたか」の「⑤ 県庁・市役所」に役場も入れてほしい。合併前は町役場もあったと思う。

あと、設問「以前（数年前）と比べて、人権侵害行為が少なくなったと思いますか。」についてだが、これは必要なのか。なぜかと言うと、数年前と言われても、人によって何年前をイメージするかわからないし、客観性が担保しにくいと思う。主観になるかと思うので、適切な設問かどうかかわからない。

それと、下から2番目の設問の回答項目に、「③ 相談体制の充実」とあるが、これについては具体的にどんなことを望みますかと自由意見を聞いていただきたい。

「相談体制の充実」といっても漠然としているので、何をすれば充実につながるのか。法の第4条には「相談体制の充実」ということは明記されている訳なので、充実ということは、やっぱり現状を判断したうえで、どこをどう変えていくのかということが、この調査によって道筋が立たないといけない。

だから、相談体制の充実というときに、相談先がわかるようにしてほしいとか、誰の目にもつかないところで、相談に乗ってもらいたいとか、何か具体的に充実するための策がわかるように、選択肢でいくのか、自由意見でいくのか。

我々がよく聞くのは、相談に行っていたら顔がわかってしまうという意見である。

【委員】

何年前に人権侵害を…というのであれば、ここは、複数回答の方もたくさんいらっしやると思う。ここでもされて、あそこでもされて、あの人やこの人からも差別されたという方もいるかわからないので、ここも複数回答にしてほしい。

あと1-3でいうと、傷ついたものを1つだけを選んで、そのあとの設問に進んでいくのだが、ここでも、職場でも受けたし、うわさ話もされたけど、それで一番傷ついたものを選ぶ。しかし、あの時はあれがしんどかった、この時はあれがしんどかった、という人もいるかもしれないので、そのあたりもちょっと考えていただきたいと思う。

さっきから、いろんなところで複数回答にした方がよいところが出てくるが、これが一番に…ということになれば、大抵は、今現在のことが一番になるかわからないが、小学校の時のあの差別はきつかったなあとか、そういうのもひょっとしたらあるかもしれないので、何か一つだけ選べといえれば選びにくい人もいるかもしれない。

【会長】

一つ選んだ方が正確で、たくさんとなると正確に思い起こすの

会議経過及び会議結果

は難しいケースも含まれたりするのではないかと思う。

【事務局】

皆様方の御意見で、1-1の「いつ頃のことですか」という項目は、隣保館の利用状況調査の中にもあり、その選択肢について、なぜ小学生・中学生という風になっているかというのは、○を付けていただく方の年齢がわからないので、小学生時代に、中学校・高校の時に差別を受けたという風にお伺いをしている。

それで、隣保館利用状況調査の項目に、「5年前」「10年前」という質問の選択肢があるので、ちょっと一步入って、年齢がわからないので、このように聞いたということで、それによって、小学生の時に受けたことに対して、小学校がどのように対応していけばよいのかという、次の対策に繋がるということで、その時代のことをお聞きしたということになっている。

隣保館利用状況調査と被らないように、いつの時代に受けたことが多いかということをお聞きしている。

【会長】

県の調査と違って独自色を出したいのはわかるが、小学校の時の対応というのは、40年前の対応と、最近の小学校の対応では、格段の違いがあると思う。それは明確に違うと思うので、同じ小学校時代といっても大きな違いがある。

他の自治体と連携するのであれば、そこも協議したうえで、質問項目の調整はしていただきたいと思う。連携する場合は、質問項目はあわせないといけないので。他所の自治体が質問項目をどのように作るのか、ぜひ調整してもらいたい。

【事務局】

内部でもう一度追加、検討する。

【会長】

今まで大体どの調査でも、例えば、なぜ泣き寝入りをしているのかと聞いたら、一番多い理由は、どこへ言いに行ったらいいかわからない。2番目は、役所や行政は頼りにならない、何もしてくれない。3番目は、言ったところで解決しない。4番目は、言いに行けば「やっぱり部落の人はまた言うてくる。」と言われる。世間から悪く言われる。世間がまた差別してくる。部落はすぐ集団で来るからと。ちょっとしたことで言うてくる。結局そういう部落差別が大きな原因である。

言いに行っている方は、何も悪気があって言いに行くのではない。部落の人はすぐ抗議に来るとかということが、部落の人の正当な抗議する権利を侵害している意識が世間にない。

そこが変わらないと救済が難しい。本当はその辺りを、なぜ泣き寝入りする率が高いのかということを探してほしい。

だから、世間が考えを改めないといけないということが浮かんてくる。そこが非常に重要なところだと思う。

抗議する方が非難を受けるのである。よくあることだが、何か抗議する方が言い過ぎているような感じというものがある。

そして、人権侵害をしている方が、不当な人権侵害をやっているのだという意識が全然無い。ちょっと言っただけでも、何か言いやがってみたいなのが非常に多い。そういうことを実態調査の

会議経過及び会議結果

中で浮かび上がらせてほしい。

権利を主張する方が、何か言い過ぎているみたいな風潮は、障がい者差別でも、LGBTでも、部落差別でも、女性差別でも、何でも共通している。

【委員】

同和問題について、このような調査をしてもらえることは、非常にありがたいが、関心のある人権問題というところで、市民意識調査でも一番関心があるのが、障がい者に関することである。

2016年の人権三法からしたら、部落差別解消推進法も成立後2年になるが、障害者差別解消法についても、市民の人で、合理的配慮の内容とか、そういうことを知っている人が少ないと思われる。

障害者差別解消法については、たくさんの関心があるとか、人権侵害が行われているとかいうので、部落差別解消推進法とあわせて、何か意識調査とかすることがあれば、知っているか知らないかなど、調査結果を教えてください。

【会長】

高松市内はやっぱり住みづらい、こんなことがあったら生活しづらい、近所づきあいしづらい、そういうことにならないよう、逐次、懇談会で今後も協議をしながら、高松市は誰でも住みやすい街ですと言えるようにできれば。

この懇談会の名称は、高松市人権施策の推進の懇談会であり、それがこの懇談会の役割ですので、引き続いて、また話し合いをしていただいて、誰でも住みよい街づくりのために、今後も意見を聞かせてもらいたい。